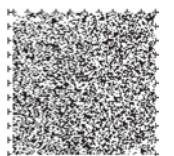
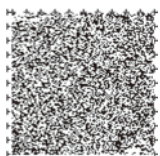


第1章

総論





I 計画作成の趣旨等

1 作成の趣旨

平成 18（2006）年4月に、障害種別に関わらないサービスの提供や身近な市町による一元的なサービス提供などが盛り込まれた「障害者自立支援法」が施行されました。

県では、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるため、これまで第1期から第4期までの計画を作成してきました。

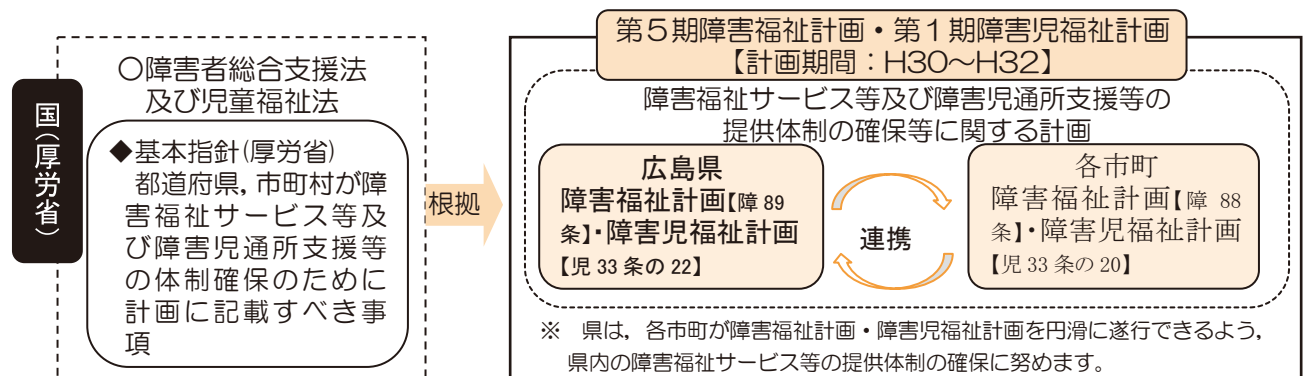
平成 29（2017）年度末で、第4期計画の期間が終了しますが、障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援の多様化したニーズへのきめ細かな対応を図るために、平成30（2018）年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正が施行されます。

県は、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画の達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とする第5期広島県障害福祉計画及び第1期広島県障害児福祉計画を一体的に作成します。

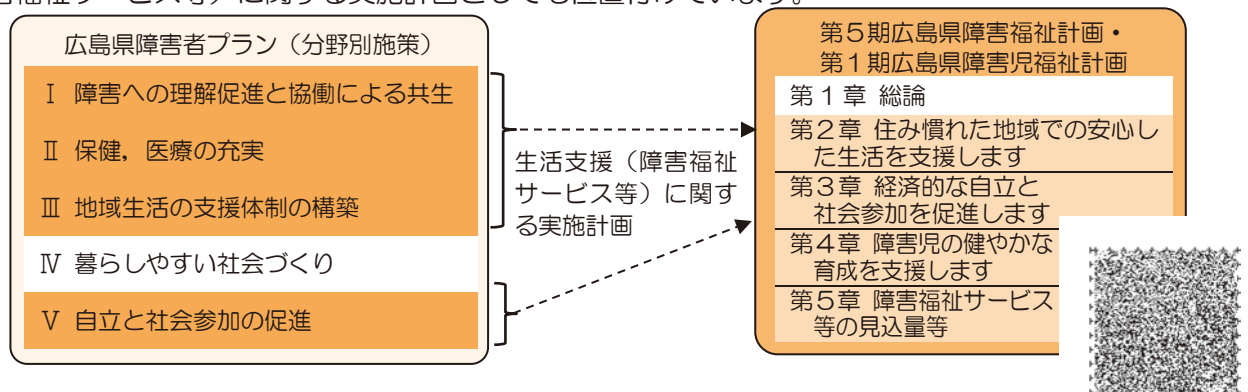
2 計画の位置付け

広島県障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画です。

広島県障害児福祉計画は、改正後の児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。



また、障害者の社会参加・参画に向けた障害者の生活全般にわたる幅広い施策のための計画として定めている「広島県障害者プラン」（計画期間：平成26年度～平成30年度）の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画としても位置付けています。



3 計画の基本理念、目指す姿

【基本理念】 障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現

【目指す姿】

- 障害者等が、住民をはじめとする多様な主体の支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できている。
- 障害者等が、経済的に自立し、社会参加することができている。
- 障害児が、身近な地域で一貫した支援を受けながら、社会との関わりを持ち、健やかに育つことができている。

4 計画の基本的な方向

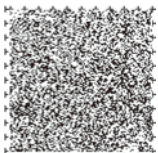
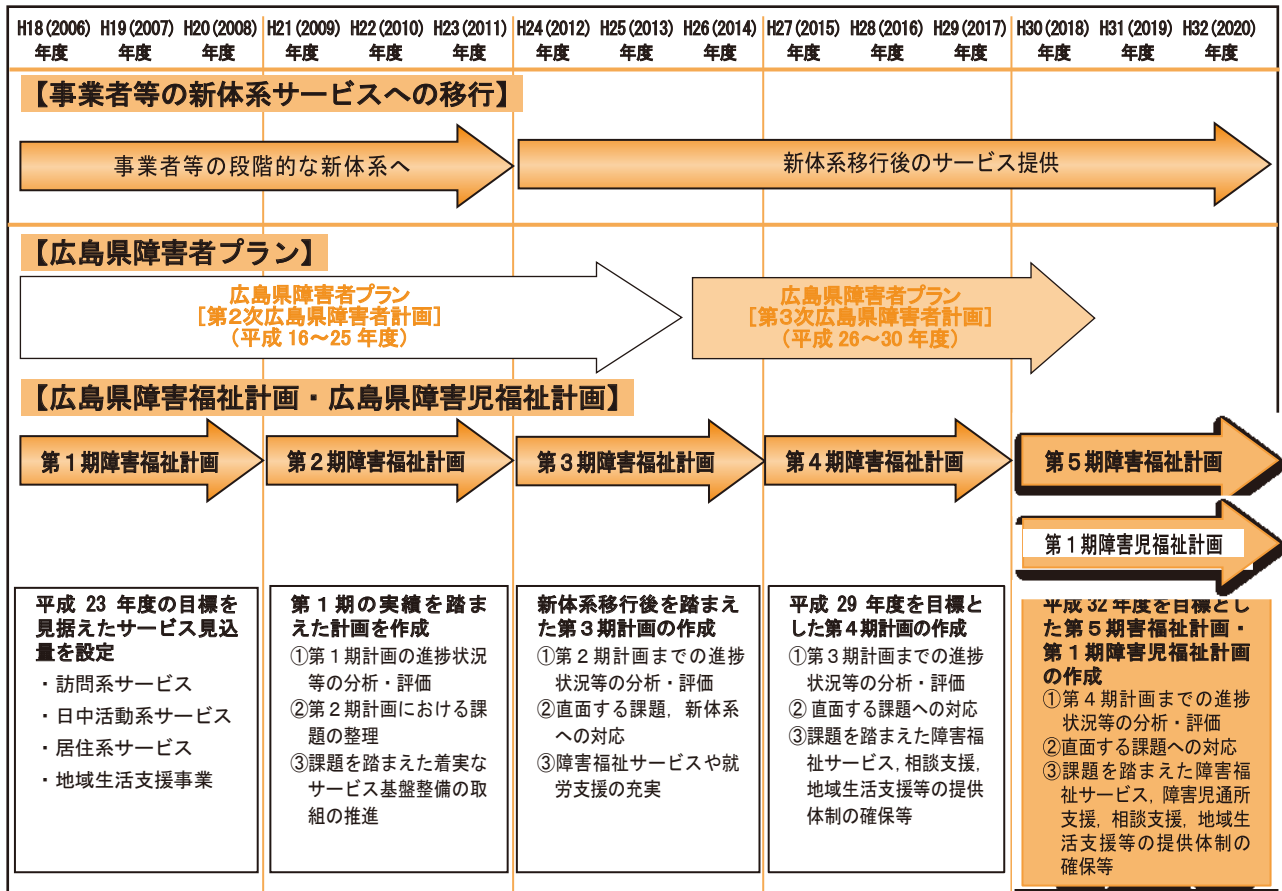
- ◆ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 県内どこでも必要なサービスの提供
- ◆ 地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援並びに障害児支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

5 計画の期間

第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

《参考：広島県障害者プラン》

本計画を実施計画と位置付けている「広島県障害者プラン（第3次広島県障害者計画）」の計画期間は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間となっています。



6 計画の点検・評価

(1) 広島県障害者施策推進協議会

県は、障害者、障害者団体、障害福祉事業者団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の進捗状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

(2) 広島県障害者自立支援協議会

県は、この計画の推進に係る具体的な課題について、障害者、障害者団体、医師、障害福祉事業者団体、雇用関係機関、市町等で構成される「広島県障害者自立支援協議会」に意見を求めます。

■ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

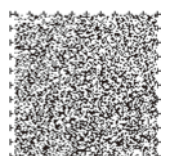
広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

[障害者基本法]

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

[障害者総合支援法]

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。



II 区域の設定

障害者総合支援法では、県が区域を設定し、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めることとされています。（第89条第2項第2号）

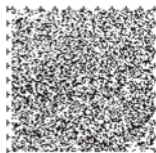
このため、次のとおり区域を設定し、計画的な整備を進めます。

1 考え方

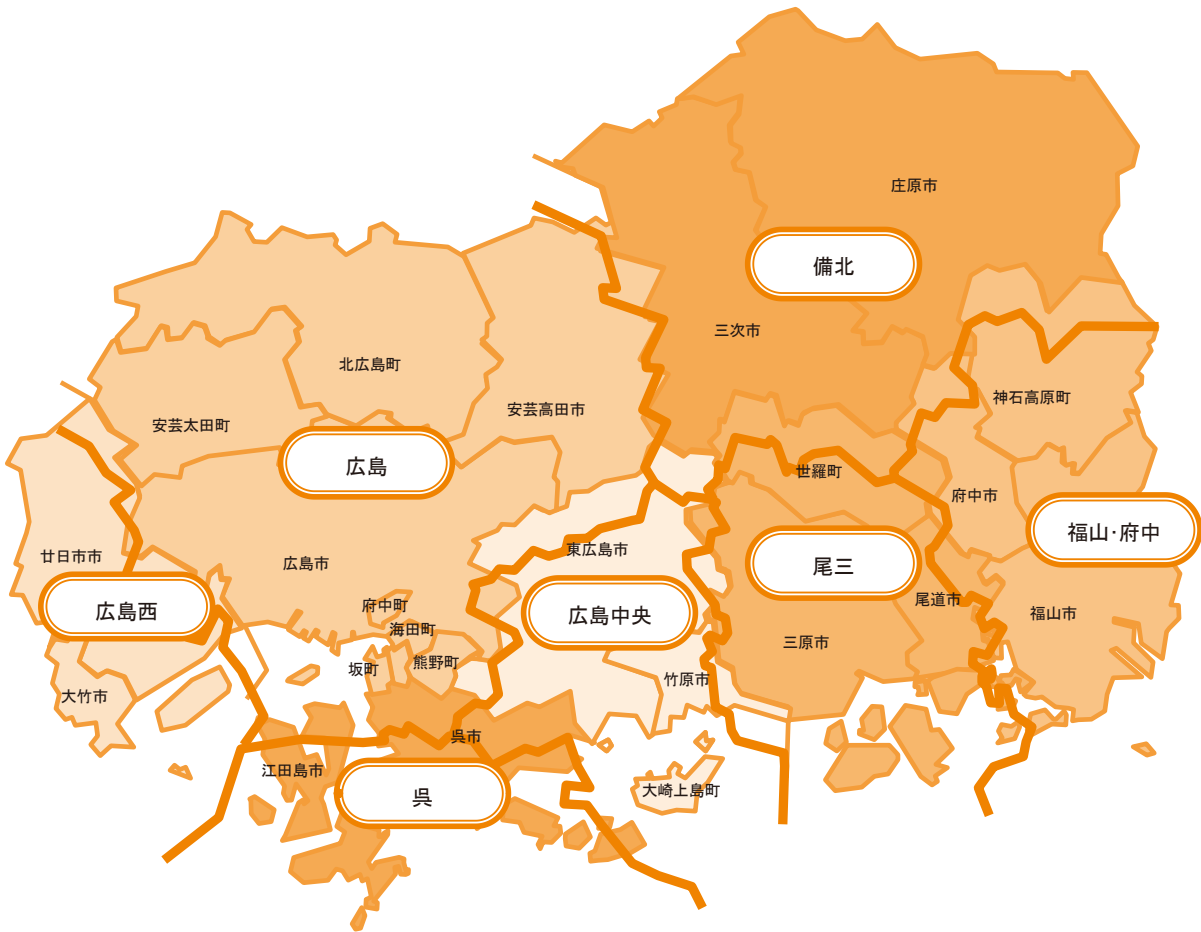
障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者が生活する市町を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要ですが、広域的な提供体制の整備が必要な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な区域を設定し、サービス提供体制づくりを進めます。

2 サービス区分による区域の設定

サービスの区分 考 え 方	区 域 具体的サービス
<ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービス 居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助に限る。） 障害児通所支援 相談支援、障害児相談支援 	<p>【区域】 市町</p> <p>第5期計画・第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービス P90 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 ●居住系サービス P110 自立生活援助、共同生活援助（以下「グループホーム」という。） ●障害児通所支援 P116 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ●相談支援、障害児相談支援 P113 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、P126 障害児相談支援
<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービス（療養介護を除く。） 	<p>【区域】 障害保健福祉圏域</p> <p>第5期計画・第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P92 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援 短期入所（福祉型・医療型）
<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービス（療養介護に限る。） 居住系サービス（施設入所支援及び障害児入所支援に限る。） 	<p>【区域】 県全域</p> <p>第5期計画・第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P105 療養介護 ●居住系サービス P112 施設入所支援 P127 障害児入所支援

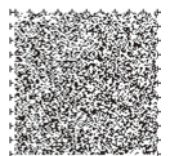


(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市, 東広島市, 大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町
備北障害保健福祉圏域	三次市, 庄原市

※ この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。



Ⅲ 平成32（2020）年度の目標と取組

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、障害者等の地域生活への移行及び一般就労、障害児の地域での支援体制の整備について、平成32（2020）年度末に向けての具体的な数値目標を設定し、その推進に努めます。

計画の基本理念、目指す姿、基本的な方向（P2）

ひろしま未来チャレンジビジョン
「安心な暮らしづくり」～支援が必要な人が、地域で安心して生活できる環境が整っています。

成果目標（平成32（2020）年度）【重点的な取組】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（P11, 12）

- 福祉施設から地域生活への移行者数 266人（H28年度末入所者の8.7%）
- 施設入所者数（H28年度末⇒H32年度末） 3,045人⇒2,976人（△69人（△2.3%））

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（P13, 14）

- 精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
県、各圏域、23市町で設置
- 精神科病床における1年以上長期入院者数（H32年度末）
2,859人（65歳以上）、1,801人（65歳未満）
- 入院後3か月時点の退院率 69.0% ○ 入院後6か月時点の退院率 84.0%
- 入院後1年時点の退院率 90.0%

3 地域生活支援拠点等（システム）の整備（P15）

- 地域生活支援拠点等（システム）整備 23市町【29か所】

4 福祉施設から一般就労への移行等（P45, 46）

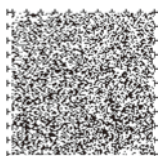
- 一般就労移行者数（H28年度末⇒H32年度末） 394人⇒517人（1.3倍）
- 就労移行支援事業所利用者数（H28年度末⇒H32年度末） 641人⇒769人（+20.0%）
- 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所 47事業所（全85事業所の55.3%）
- 就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から1年後の職場定着率 80.0%

5 地域における重層的な障害児支援体制の構築（P65, 66）

- 児童発達支援センター設置 23市町
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備 23市町
- 発達障害医療機関ネットワークの構築 7圏域

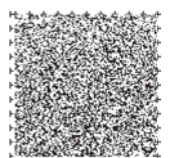
6 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備（P67）

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 23市町
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 23市町
- 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置
県、各圏域、23市町で設置（H30年度末）





成果目標の達成に向けた取組			
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	1 障害への理解の促進	(1) 障害に対する理解の促進	P16
		(2) あいサポートプロジェクトの推進	P18
	2 保健, 医療の充実	(1) 保健・医療提供体制の充実	P20
		(2) 医療と福祉の連携	P24
	3 地域生活の支援体制の構築	(1) 障害福祉サービス等の提供	P26
		(2) 住まいの場の確保	P30
		(3) 相談支援体制の構築	P31
		(4) 権利擁護の推進	P35
		(5) 障害福祉サービスの質の向上等	P38
	第3章 経済的な自立と社会参加を促進します	1 自立と社会参加の促進	(1) 雇用・就労の促進
(2) 情報の保障の強化			P55
(3) スポーツ・芸術文化活動の振興			P59
第4章 障害児の健やかな育成を支援します	1 障害児の健やかな育成の支援	(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	P68
		(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	P72
		(3) 関係機関と連携した支援, 地域社会への参加・包容の推進	P77
			各種指標等



IV 広島県障害者プランの4つの重点的な取組の取組状況

広島県障害者プラン(平成26(2014)年3月策定)では、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間で行う4つの取組を“重点的な取組”に位置付けて、具体的な取組を進めています。

1 あいサポート運動の本格化

(具体的な取組☞ P19, 48)

県民をはじめ、企業・団体等が「様々な障害特性」「障害のある方が困っていること」「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践する「あいサポート運動」を通じて、県民一人ひとりが優しく相手に接することができる社会を実現します。

強み・資源

平成23(2011)年8月に開催した第1回鳥取・広島県知事会議での両県協力体制の強化合意を受け、「あいサポート運動」を本県でも展開してきました。あいサポーター数は平成29(2017)3月末現在173,167人となっています。

取組

- ① 県民オール「あいサポーター」
 - ・新たな研修カリキュラムによる研修の充実
 - ・学生や保護者に対する研修及び企業内研修の強化
 - ・あいサポートリーダーの養成・登録
- ② 「あいサポート企業・団体」の取組支援

2 県立施設の機能強化

(具体的な取組☞ P23, 69)

発達障害児(者)への支援、高次脳機能障害児(者)の社会復帰支援、NICU退院児を含めた重症・重度心身障害児(者)の在宅支援等、ライフステージに応じた医療と福祉の高度な連携が求められる課題に対応していくため、県の障害者施策と整合性のある中長期的な整備方針のもと、県立施設の機能強化を図ります。

強み・資源

県中央部に障害児(者)への専門医療施設等が集積しており、民間では対応しにくい専門的・先駆的な医療・福祉サービスを提供しています。

取組

- ① 発達障害に係る専門機能の強化
 - ・医療体制の一本化による充実・強化
- ② 高次脳機能障害者の社会復帰支援の充実
- ③ NICU退院児を含めた重症・重度心身障害児(者)の在宅支援機能等の整備
 - ・県立医療型障害児入所施設の療育環境の改善、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保等

3 情報の保障の強化

(具体的な取組☞ P57, 58)

意思疎通の支援を要する障害者への情報提供方法の工夫や情報伝達手段を確保し、障害者が地域で生活するために必要なコミュニケーション手段の確保と情報提供を推進します。

強み・資源

当事者団体及び支援者団体のニーズや意見を反映し、関係者の連携・活動拠点となる聴覚障害者情報提供施設を平成29年1月に設置し、意思疎通支援者の養成・派遣、各種相談等に取り組んでいます。

取組

- ① 広島県聴覚障害者センターの充実
- ② 市町との役割分担による聴覚障害者の意思疎通支援
- ③ 県立視覚障害者情報センターの充実
- ④ 広島県障害者ITサポートセンターの充実
- ⑤ 情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保

4 雇用の促進

(具体的な取組☞ P48~52)

障害者が社会を構成する一員として経済的に自立し、安定した生活ができるよう、一人ひとりの障害特性や意欲、適性及び能力に応じて雇用し、自立した生活が可能な賃金を支払う企業等の増加に取り組みます。

強み・資源

障害者の特性を活かして、重要な働き手として雇用する企業や就労継続支援A型事業所など、本県は先進的な実践例と幅広い産業基盤を有しています。

取組

- ① 関係機関による一体的な企業等支援
 - ・障害者雇用のビジネスモデルの推奨
 - ・障害者雇用企業等の積極的公表
- ② 優先調達等の推進
- ③ 障害者雇用の気運醸成等

